



2025 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルプラスホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 成瀬 隆章  
(コード番号：3538 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取締役 経営戦略本部長 宇田川 宙  
(T E L 03-5730-0589)

## 業績連動型株式報酬制度（役員報酬 B I P 信託）の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 25 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）を対象に、現行の業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T (Board Benefit Trust)）」（以下「旧制度」という。）に代わる新たな業績連動型株式報酬制度として「役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託」（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を 2025 年 9 月 25 日開催予定の第 18 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することとしましたのでお知らせいたします。なお、当社の子会社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）も本制度の対象者とする予定です（以下本制度の対象となる予定の子会社を「対象子会社」という。）。

## 記

### 1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、業績連動型株式報酬制度の運営について更なる効率化および最適化を実現させ、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が適切なリスクテイクの下で継続的に経営目標を実現するインセンティブを高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P 信託と称される仕組みを採用します。本制度は、取締役の役位等により当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (4) 当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性および説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しており、本制度の導入については、同委員会の審議を経ております。
- (5) 当社は、本株主総会での本制度の導入に関する議案の承認可決を条件として、2025 年 10 月以降、旧制度におけるポイントの付与を新たに行わないこととし、適当な時期に旧制度を終了することとします。旧制度において取締役に付与し、当該取締役が引き続き保有しているポイントについては、旧制度の終了に伴い失効させることとしますが、旧制度から本制度への移行措置とし

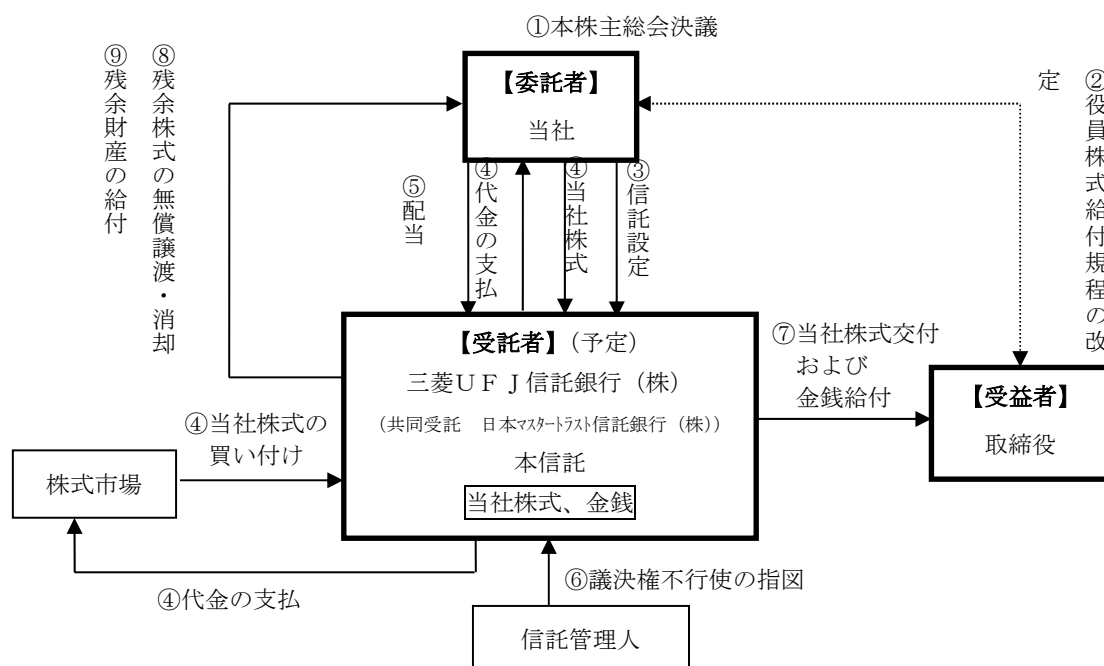
て、本制度が開始した際に、当該取締役に対して、当該ポイントと同数のポイントの本制度において付与することといたします。

## 2. 本制度の内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位および業績目標の達成度等に応じて取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。本制度は、連続する5事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とし、当初は2026年6月末日で終了する事業年度（以下「開始事業年度」という。）から2030年6月末日で終了する事業年度までを対象とします。

## <本制度の仕組み>



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は取締役会の決議により、本制度に関する規程として役員株式給付規程を改定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分または新株発行）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 役員株式給付規程に従い、信託期間中、取締役の役位および業績目標の達成度等に応じ、取締役にポイントが付与されます。取締役は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合には、取締役に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により、本信託内に当社株式がなくなった場

合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を拠出する可能性があります。

## （２） 信託期間

当初の信託期間は、2025年12月（予定）から2030年12月（予定）までの約5年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記（３）のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

## （３） 信託金額および本信託による当社株式の取得方法

当社は、取締役に対し交付等を行う当社株式の取得のために、5事業年度の対象期間毎に拠出する信託金の上限を700百万円（対象子会社の取締役に対して交付等を行う当社株式の取得のために、対象子会社により5事業年度の対象期間毎に拠出される信託金を含む。）としたうえで、かかる信託金を拠出します。また、これに加えて、開始事業年度において旧制度から本制度への移行措置として付与されるポイントにかかる当社株式の取得原資として、112百万円（対象子会社に係る当社株式の取得原資を含む。）を上限とする信託金を拠出し、取締役を受益者として信託期間約5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分または新株発行）から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記（４）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を5年間延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を新たな対象期間とします。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額（旧制度から本制度への移行措置として拠出される金員は除く。以下同じ。）の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）で信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

## （４） 取締役が交付等を受ける当社株式等

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位、業績目標（当初対象期間においては、ROEおよび営業利益にかかる目標とする。）の達成度、気候変動に対

する責任および個人評価に応じて付与されるポイント数により定まり、当該ポイントは、在任時に当社株式等として交付等される部分（以下「在任時交付部分」という。）と退任時に当社株式等として交付等される部分（以下「退任時交付部分」という。）に分けて付与されます。

1 ポイント＝当社普通株式 1 株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与されるポイント数の上限は、1 事業年度あたり 100,000 ポイント（対象子会社の取締役に対して付与されるポイント数を含む。）とします。また、これに加えて、開始事業年度においては、旧制度から本制度への移行措置として、取締役に対して 80,000 ポイント（対象子会社の取締役に対するポイントを含む。）を上限として付与します。そのため、当初の信託期間については、1 事業年度あたりの付与ポイント数の上限に対象期間の年数の 5 を乗じた数に、旧制度から本制度への移行措置として付与する上限のポイント数を合計した数に相当する株式数（580,000 株）が、取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限（以下「上限交付株式数」という。）となります。

なお、上記（3）により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる 1 事業年度あたりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記（3）の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

#### （5） 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

当社株式等の交付等の時期は、原則、在任時交付部分については対象期間中毎年とし、退任時交付部分については取締役の退任時となります。ただし、取締役が本制度を通じて取得した当社株式は、取締役の地位を退任後 1 年が経過するときまで継続保有するものとします。

受益者要件を充足した取締役は、付与ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式の交付を受け、残りの付与ポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されているポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されているポイント数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

#### （6） 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

#### （7） 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の残余株式および配当金の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体へ寄附する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

本制度（対象子会社の取締役を対象に含む。以下当社の取締役と対象子会社の取締役をあわせて、「対象役員」という。）にかかる信託契約の内容は、次のとおりです。

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ② 信託の目的 対象役員に対するインセンティブの付与
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）  
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
- ⑤ 受益者 対象役員のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦ 信託契約時期 2025 年 12 月（予定）
- ⑧ 信託の期間 2025 年 12 月（予定）～2030 年 12 月（予定）
- ⑨ 制度開始時期 2025 年 12 月（予定）
- ⑩ 議決権行使 行使しない
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 信託金の上限額 812 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬ 株式の取得方法 株式市場または当社（自己株式処分または新株発行）から取得
- ⑭ 帰属権利者 当社
- ⑮ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上